

令和4年1月18日

介護保険事業者 各位

茅ヶ崎市高齢福祉介護課
介護保険担当課長

新型コロナウイルス感染症に係る要介護等更新申請の臨時的な取扱いについて

本市の保健・医療・福祉行政につきまして、日頃より御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

全国でオミクロン株による感染が急激に拡大し、現在本市も「第6波」の渦中にあります。そのため、新型コロナウイルス感染症への対応として、要介護等更新申請者のうち次の項番1の要件を全て満たす被保険者につきまして、項番2の対策を行うこととしましたので、お知らせします。

1 要件

- (要件1) 現認定有効期間満了の日の60日前から現認定有効期間満了の日までに、**更新申請を行う対象者**である。
- (要件2) 新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止の観点から、当該被保険者に係る認定調査の実施を**本人または家族**が希望しない。
- (要件3) **前回の申請時に本市の認定調査を受けている**。(前回の認定がコロナ延長による更新の方、または、他自治体からの転入による介護認定の引継ぎをした方は、直近の申請時に本市の認定調査を受けていないため、原則、認定調査を行います。)

2 実施する対策について

厚生労働省老健局老人保健課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて」及び「同(その4)」(以下「臨時的な取扱い」という。)に基づき、本市では要介護等更新申請の対象者のうち、既述した要件を全て満たす被保険者については、認定調査を実施せず、従来の有効期間に新たに最長12か月を合算する措置を実施します。

なお、前回の申請時にコロナ延長を希望したため認定調査を受けていない方及び他自治体から転入し本市で認定調査を受けていない方につきましては、保険者として現在の状態像を把握する必要があることから、原則として認定調査を実施することとします。

3 更新申請書について

令和4年2月受付分の更新申請より、「臨時的な取扱い」による有効期間の延長を希望される場合、「要介護・要支援更新認定における有効期間延長申請書」を提出してください。なお、この際には従来の更新申請書の提出は不要です。詳細は別紙「更新申請の手続きについて」を参照してください。

事務担当 福祉部高齢福祉介護課 認定担当
電話 0467(82)1111 内線 2135-2136